



小委員會委員氏名

内務省土木局第一技術課内務技師佐藤利恭、同大石義郎
同鈴木清一、同小澤久太郎、同國道改良係内務技師加藤
伴平、同大臣官房都市計畫課内務技師磯谷道一、同東京
土木出張所内務技師金子恆、鐵道省工務局保線課鐵道技
師岡田信次、同改良課鐵道技師長田誠二郎、同計畫課鐵
道技師岡部二郎、同建設局計畫課鐵道技師稻葉通彦、同
工事課鐵道技師瀧淵賛烈、同監督局技術課鐵道技師高橋
末次郎、東京鐵道局鐵道技師川口利雄、東京府土木部道
路課道路技師兼土木技師松田勘次郎、東京市土木局建設
課企畫係東京市技師花房利市。

定刻佐藤委員長以下加藤、大石、鈴木、磯谷、金子（以上
内務省側委員）瀧淵、稻葉、岡田、長田、岡部（以上鐵道
省側委員）松田（東京府側委員）花房（東京市側委員）都
筑（本會幹事）の諸氏出席し、左記議案につき慎重研究の
結果、先づ以て關東地方特に東鐵管内に於ける踏切の實情
に付き調査することに決定し、午後八時散會せり（都筑）

平面交叉除却委員會（小委員會議案）

交叉法ニ關スル根本方針決定ノ件

一、左ニ該當スル道路カ鐵道ト交叉スル箇所ハ平面交叉ト
爲ササルコト

但シ踏切遮斷時間及道路ノ交通又ハ地方的事情其ノ他ヲ
考慮シ之ヲ平面交叉ト爲スコトヲ得

(一) 道路カ國道又ハ主要ナル府縣道(指定府縣道及重

要府縣道)ナルトキ

(二) 道路カ主要ナル衝路(都市計畫街路ヲ含ム)ナルトキ

(三) 道路カ自動車道ナルトキ

(四) 其ノ他ノ道路ニシテ特ニ必要アリト認ムル箇所

二、左ノ各號ニ該當スル箇所ハ前項但書ニ不拘平面交叉ト

爲ササルコト

(一) 特定ノ道路ト特定ノ鐵道トノ交叉箇所

(二) 見透其ノ他ノ條件惡クシテ交通事項ノ頻發スル交

叉箇所

(三) 踏切ノ諸經費ヲ以テ平面交叉ヲ避クルニ要スル費

用ノ元利ヲ償却シ得ル箇所 以上

◎幹事嘱託

七月一日内務省土木局土木事務官藤村藤治、同局内務技師加藤伴平兩氏同十七日内務事務官細田德壽氏に道路改良

會幹事を囑託せらる。

◎藤村幹事の計

本會幹事土木事務官藤村藤治氏は七月三日も出勤し且本會幹事會に出席せられたるが四日午前二時突然として發病せられ醫藥の効なく同日遂に死去せられた。本會よりは花環を呈して弔意を表した。

◎經濟部長事務打合會

地方長官會議警察部長會議に次て經濟部長事務打合會が

七月九日内務省會議室に於て開催され、開會の劈頭潮内相は左記要旨の如き訓示を演述せられた。

時局極メテ重大ナルノ秋不肖曩ニ拙ラズモ内務大臣ノ大任ヲ拜ス寔ニ恐懼ニ堪ヘズ夙夜淬礪以テ報效ノ誠ヲ竭サンコトヲ期ス茲ニ就任後始メテ各位ノ會同ヲ求メ當面ノ要務ニ關シ所信ヲ述ブルノ機會ヲ得タルハ欣幸トスル所ナリ

世運ノ進展ト社會生活ノ複雜化トニ伴ヒ行政部門ノ分化ヲ來スハ必然ノ趨勢ナリ然リト雖モ機構組織ノ分化ハ自ラ對立ノ弊ヲ馴致シ行政全般ノ圓滿ナル運行ヲ妨グルガ如キ

結果ヲ招來スルコトナキヲ保セズ之ヲ自治團體殊ニ市町村ノ實狀ニ見ルニ各種團體ノ設立彌々滋カラントシテ動モスレバ其ノ相互間ニ於ケル連絡協調ヲ缺キ却テ自治ノ統合的發展ヲ阻害セントスルガ如キ虞ナキニ非ザルハ遺憾ニ堪ヘザル所ナリ各位ハ深ク此ノ點ニ留意シ關係部局トノ連絡ヲ密ニシ市町村及各種產業團體ニ對シテ統制アル指導誘掖ヲ加ヘ其ノ融合協和ニ依リテ地方ノ綜合的進展ヲ期セシムルニ一段ノ努力ト工夫トヲ致サレンコトヲ要ス

地方更生ノ爲政府ニ於テ施設スペキ方途ハ多々アルベシト雖モ就中國民生活ニ對スル過重負擔ノ輕減ヲ圖ルハ其ノ最モ緊切ナルヲ信ズ政府ハ乃チ昭和十一年度ニ於テ臨時町村財政補給金ノ制度ヲ設ケ以テ應急ノ措置ヲ講ジタルガ更ニ地方財政及稅制ノ全般ニ亘リテ之ガ改善ノ方策ヲ考究スル所アラントス然レドモ地方更生ノコトタル固ヨリ國民ノ精神的自覺ト偕和協力トニ俟ツベキモノ極メテ多シ各位攻克此ノ點ニ著眼シテ該施設ニ協力セラルルト共ニ益々自力更生ノ氣魄ト隣保相扶ノ美風トヲ涵養振作シ以テ地方更生

ノ成果ヲ舉グルニ力ムル所ナカルベカラズ

近時產業貿易ノ進展著シク日本製品ノ世界的進出ヲ見ルニ至レルハ洵ニ喜ブベキ現象ナリト雖モ複雜ナル國際經濟關係ニ察スルニ未ダ遽ニ樂觀ヲ容サザルモノアリ而モ農漁山村ノ疲弊ト中小商工業者ノ困憊トハ猶相當深刻ナルモノアルノ現狀ニ稽へ愈ニ產業貿易ノ伸張ヲ圖リ國民生活ノ安定向上ヲ期スルハ方ニ焦眉ノ急務ナリト謂ハザルベカラズ

經濟行政ノ局ニ膺ラル各位ハ世界經濟ノ趨勢ヲ洞察シ地方產業ノ實體ヲ究明シテ其ノ振興刷新ニ努メ以テ國民生活ノ安定向上ヲ期スルニ萬全ヲ竭サレンコトヲ望ム
土木事業ハ產業交通ノ根基ニシテ其ノ施設ノ適否ハ地方民力ノ消長ニ影響スル所極メテ大ナルモノアルハ言ヲ俟タズ而シテ事業ノ性質上多クハ長期ニ亘リ巨額ノ經費ヲ要スルモノナルヲ以テ特ニ一貫セル方針ノ下ニ之ガ施行ニ當ラザルニ於テハ終ニ其ノ效果ヲ所期シ得ザルベキニ依リ土木本來ノ使命ニ鑑ミ綜合的經濟的觀點ヨリ周到ナル計畫ヲ樹立シ運營其ノ宜シキヲ制スルニ遺算ナカラソコトヲ要ス更

ニ近年各地ニ水害ノ頻發ヲ見ルハ憂慮ニ禁ヘザル所ナリ政府ニ於テハ災害防止ノ恒久的方策ニ付銳意考究中ナルモ各位亦克ク此ノ方針ニ策應シ地方ノ實情ニ即シテ災害ノ防止輕減ノ方途ヲ講ゼラルベク尙過般ノ災害復舊工事ニ付テハ事業ノ本質ニ鑑ミ適切ナル指導督勵ヲ加へ其ノ實效ヲ收ムルニ勉メラレンコトヲ望ム

勞資ノ協調親和ハ産業伸張ノ基調タリ今回制定セラレタル退職積立金及退職手當法ハ労働者ノ生活安定ヲ期スルト共ニ産業協力社會偕和ノ實ヲ擧ゲ以テ産業ノ發達ニ資スルノ趣旨ニ出デタルモノナリ各位ハ法律制定ノ精神ヲ諒得シ常ニ關係部局トノ連絡ヲ保チ之ガ運用ニ協力セラルハ勿論産業内部ニ於ケル勞資關係ノ調整ニ一層ノ努力ヲ拂ハレンコトヲ期待ス

世態ノ推移ニ伴ヒ國民ノ間生活ノ不安ヲ訴フル者漸ク増加セントスルノ傾向アルハ深ク憂トスル所ナリ即チ産業經濟ノ發展ヲ策スルト共ニ社會政策的施設ノ擴充ニ依リ生活ノ不安ヲ除去スルノ要殊ニ切ナルモノアルヲ信ズ各位ハ其

ノ所管事務ノ企劃執行ニ當リ常ニ國民生活ノ實相ニ徹シ又民心ノ動向ニ省ミ國民全般ノ和平繁榮ヲ促進スルニ意ヲ用ヒラレンコトヲ要ス尙職業ニ關スル行政ノ整備擴充ヲ圖ルノ緊要ナルモノアルヲ以テ政府ハ過般職業紹介法ヲ改正シ職業紹介ニ關スル地方行政事務ヲ地方長官ニ移管シ各般ノ職業ニ關スル行政ノ積極的進展ヲ期スルコトトセリ各位克ク此ノ趣旨ヲ體シ諸般ノ社會施設ニ協力シ以テ國民ノ福利要頗ル切ナルモノアリ殊ニ産業行政ヲ更張シ以テ地方ノ振興民力ノ充實ヲ期スルハ其ノ最モ喫緊ノ要務ナルヲ痛感ス各位ノ深ク思ヲ茲ニ致シ益々精勵貽勉以テ重責ヲ完フスルニ全幅ノ力ヲ傾注セラレンコトヲ切望シテ已マズ

以て左記事項が指示されて慎重打合を行ふ所があつた。

- 一、市町村ニ對スル積極的指導ニ關ス件
- 一、臨時町村財政補給金ニ關スル件
- 一、災害防備ニ關スル件

災害防備ニ關シテハ平素ニ於テ適切ナル對策ヲ講スルコ

トハ最モ肝要ナルヲ以テ河川ノ維持管理ニ付テハ一層周

到ナル注意ヲ加ヘ關係各廳トノ連絡水防ノ強化、河川愛

護觀念ノ普及徹底ニ付格段ノ努力ヲ致サレタシ

一、河水統制調査ニ關スル件

輓近人口ノ増加、產業ノ發達ニ伴ヒ水ノ需要著シク增加

ノ傾向ニ在ルニ拘ラス河川ノ水量ニ應スルコト能ハサ

ルガ如キ事例尠カラス即チ洪水ノ調整ニ依リテ治水ノ目

的ヲ達スルト共ニ各種利水ノ需要ニ充ツルハ最モ有效適

切トスル所ナリ政府ニ於テハ之ガ方策ニ關シ調査研究中

ナルヲ以テ地方ニ於テモ斯種事業ノ調査並企畫ニ付一段

ノ攻究ト工夫トヲ加ヘラレタシ

一、道路維持ノ勵行ニ關スル件

近時道路改良ニ對スル各地ノ要望盛ナルニ拘ラス

道路ノ維持修繕ニ至リテハ遺憾ノ點尠カラサルヲ以テ其

ノ衝ニ當ル者ヲ督勵シテ維持ノ勵行ニ努メ道路ノ效用ヲ

完カラシムルニ意ヲ致サレタシ

一、産業交通調査ニ關スル件

輓近自動車交通ノ發達ト内外貿易ノ著シキ進展トニ伴ヒ

道路港灣ノ使命ハ彌々其ノ重要性ヲ累加スルニ至レリ而

シテ其ノ施設ノ如何ハ國運ノ隆替ニ影響スル所甚大ナル

ヲ以テ之ガ改良計畫ノ樹立ニ當リテハ現在ニ於ケル貨客

ノ移動狀況ヲ調查スルハ勿論更ニ産業經濟其ノ他諸般ノ

事情ヲ精査シ現在及將來ニ於ケル水陸交通ノ需要ヲ察ス

ル等努メテ之ガ綜合的調査ヲ行ヒ以テ計畫ノ萬全ヲ期セ

ラレタシ

一、臨港地帶ノ施設整備ニ關スル件

港灣ハ臨港地帶ト共ニ一體トシテ之ヲ利用スルニ依リ始

メテ其ノ效果ノ十全ヲ期スルヲ得ヘシ各位ハ港灣修築工

事ノ竣工ニ伴ヒ臨港地帶ノ施設整備ニ努メ以テ港灣ノ使

命達成ニ遺憾ナキヲ期セラレタシ

一、工業港ニ關スル件

輓近工業ノ發達ニ伴ヒ工業港的施設ノ要望益々多キヲ加

フルニ至リテ之ガ施設ノ適否ハ産業貿易ノ進展ニ重大ナ

ル關係アルヲ以テ各々ハ管内ニ於ケル各種工業基礎的資源ニ關シ透徹精密ナル調査研究ヲ遂ケ以テ工業港ノ發達ニ意ヲ致サレタシ

一、退職積立金及退職手當法ニ關スル件

一、地方改善事業ニ關スル件

一、職業紹介法ノ改良ニ關スル件

一、農倉ノ指導監督ニ關スル件（東北地方關係）

一、農村共同施設ニ關スル件（東北地方關係）

又七月十六日十七日兩日内務本省會議室で道府縣の總務部長會議が開かれたが其會議に提示された土木に關する指示事項は左の通である。

指 示 事 項（土木局關係）

一、土木事業ノ企畫經營方針ニ關スル件

土木事業ノ企畫經營ニ關シテハ日進ノ世運ニ順應シ事業ノ經濟的效果、能率其ノ他技術ト經濟トノ調和ニ慎重ナル考究ヲ加ヘ統制アル實施計畫ノ下ニ緩急其ノ宜シキヲ制スルニ意ヲ致サレタシ

又土木施設ノ維持管理ノ適否ハ施設ノ效果ヲ擧ゲルニ重ナル關係アルヲ以テ平素土木施設ノ保全ニ付テハ格段ノ留意アリタシ

○京濱新國道築造事業の着手

昭和十一年度豫算中に多年懸案であつた京濱新國道築造事業は繼續事業として認められた、夫れで愈々該事業を開始することとなつて東京府管内は内務省東京土木出張所神奈川縣管内は同横濱土木出張所で夫れゝ掌理することとなつて兩事務所も近く建築せらるゝ由當該事業の主任として内務技師岩澤忠恭氏兩事務所々長を兼務さることとなつた。